

普通肥料登録の手引き

令和4年3月
石川県農林水産部農業政策課

目 次

1. 普通肥料を生産するには	1
2. 登録後に必要な届出	2
3. 肥料生産にあたっての注意事項	4
4. 罰則	5
5. 指定混合肥料の生産に関する届出	5
各種届出様式	7
問い合わせ先・届出窓口	22

1. 普通肥料を生産するには

普通肥料の生産を行うには、生産を始める前に、知事又は農林水産大臣の登録を受ける必要があります。登録の申請先は、生産する肥料の製法、原材料等で異なり、次のように定められています。

<農林水産大臣へ登録申請する肥料>

- ①化学的方法で生産される肥料（石灰質肥料を除く）
- ②化学的方法以外の方法で生産される肥料でケイ酸、マンガン、ほう素、のいずれか1つ以上を主成分として保証するもの
- ③汚泥を原料として生産される肥料
- ④上記の①または②の一種以上が原料として配合される普通肥料

<知事へ登録申請する肥料>

- ①化学的方法以外の方法で生産される肥料で、天然物由来の有機物質のみからなり、窒素、りん酸、加里、石灰および苦土のいずれかを主成分として保証するもの（有機質肥料はこれに該当します）
- ②石灰質肥料
- ③石川県内の農業協同組合、農業協同組合連合会、地区たばこ耕作組合またはたばこ耕作組合連合会が生産する肥料で、上記の<農林水産大臣へ登録申請する肥料>の④に該当するもの

農林水産大臣への登録申請

申請方法など詳細については独立行政法人農業消費安全技術センターへお問い合わせ下さい。
(連絡先はP. 20を参照)

知事への登録申請

次にあげる申請書類等を、県農業政策課まで提出して下さい。

- ①肥料登録申請書（様式1を参照）
- ②法人の場合は登記簿謄本および定款
 - ※登記簿謄本及び定款はコピー可
- ③肥料の分析成績書
- ④肥料の生産工程フローチャートおよび生産計画
- ⑤生産する事業場の位置図
- ⑥肥料の見本（500g以上）
- ⑦登録手数料[石川県証紙 35,000円（平成9年4月1日改定）]
 - ※県証紙は石川県指定金融機関（北國銀行本支店）で販売しています。
 - ※<知事へ登録申請する肥料>のうち、③に該当する肥料の登録手数料は以下のとおり
[石川県証紙 18,000円（平成9年4月1日改定）]

県は、申請された肥料が公定規格に適合していることを確認した後、肥料を登録し、申請者に対して登録証を発行します。

なお、登録を受けた普通肥料及び特殊肥料を原料として配合する、指定混合肥料を生産する場合には「5. 指定混合肥料の生産に関する届出」（P5）を参照ください。

2. 登録後に必要な届出

- 2-1. 肥料販売業務開始届出（すでに届出を行っている場合を除く）
- 2-2. 登録の有効期間更新のための申請
- 2-3. 登録事項に変更を生じた場合の届出
- 2-4. その他（事業を廃止したとき、登録証をなくしたとき）の届出

2-1. 肥料販売業務開始届

普通肥料の生産業者は、生産する肥料の登録申請の他、肥料販売業務の開始届の提出が必要です。届出は肥料の販売業務を開始してから2週間以内に行って下さい。ただし、すでに販売業務の届出を行っている場合は必要ありません。また、届出は、肥料の登録申請と同時に行うこともできます。

<届出書類およびその他必要な書類>

- ①肥料販売業務開始届（様式15）
- ②法人の場合登記簿謄本
※登記簿謄本はコピー可
- ③販売業を行う事業場の位置図

2-2. 登録の有効期間の更新

登録の有効期間は3年間または6年間ですが、更新申請をすることで有効期間が延長されます。なお、更新は有効期間満了の30日前までに行ってください。更新を行わなかった場合は、登録が失効し、新たに登録をし直すこととなりますのでご注意ください。

<届出書類およびその他必要な書類>

- ①肥料登録有効期間更新申請書（様式2）
- ②登録証
- ③肥料の分析成績書
- ④登録更新手数料〔石川県証紙 7, 100円（平成9年4月1日改定）〕

2-3. 登録事項に変更を生じた場合

登録事項に変更があった場合は、次のA、Bにより届出または登録申請を行って下さい。変更の内容によって「変更の届出を行う場合」と、「登録が失効（登録の効力が無くなる）するため、新規の登録が必要な場合」があります。

A. 変更の届出を行う場合

次のいずれかに該当する場合は、下記の表に従って、県へ変更届を提出して下さい。

変更事項	届出書類等	その他必要書類	届出期限
法人の代表者の氏名	肥料登録事項変更届（様式3）	登記簿謄本	変更を生じた日から2週間以内
生産する事業場の名称および所在地	〃	変更後の事業場の位置図	
保管する施設の所在地	〃	—	
登録証に記載されている氏名（法人にあっては名称）および住所	肥料登録変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書（様式4）	登録証 法人にあっては登記簿謄本	
法人の合併・分割に伴う地位の継承	相続（合併、分割）に基づく肥料登録証の書替交付申請書（様式5）	登録証 登記簿謄本	
個人の相続に伴う地位の継承	〃	登録証	
肥料の名称	肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書（様式7）	登録証	

B. 新規の登録が必要な場合

次のいずれかに該当する変更があったときは、登録の失効となります。肥料登録失効届（様式9）に登録証を添えて県へ届出を行った後、新たに登録の申請を行ってください。なお、登録申請の手続きは、「1. 普通肥料を生産するには」（P1）を参照ください。

- ・登録の有効期間が満了したとき（更新申請をしなかった場合）
- ・肥料の保証成分量または登録証に記載されたその他の規格を変更したとき
- ・生産する事業場を他の都道府県に移動したとき
※新規の登録は、移動後の事業場を管轄する都道府県へ行ってください。
- ・生産者が個人から法人へ変更したとき、または法人が解散したとき。

2-4. その他

事業を廃止した場合や、登録証を滅失した場合は、届出書類に必要書類を添えて、県へ届出を行ってください。

<届出書類および他の必要な書類>

- 登録証を滅失または汚損したとき
 - ・肥料登録証再交付申請書（様式6）
 - ・登録証（汚損の場合のみ）

- 事業を廃止したとき
 - ・肥料登録失効届（様式8）
 - ・登録証

3. 肥料生産にあたっての注意事項

肥料の生産・販売にあたり、次のことに注意してください。

①登録・届出の義務

各種の登録・届出を怠ったり、虚偽の登録・届出をしてはいけません。

②登録証の備え付け

登録証は主たる事務所に備え付け、また肥料を生産する事業場にはその写しを備え付けてください。

③保証票の添付

生産業者が生産した肥料を販売または譲渡する場合は、容器または包装の外部に生産業者保証票を付してください。（様式9）

④保証票の記載事項の制限

保証票には様式で定められた事項以外記載しないで下さい。また、虚偽の記載をしてはいけません。

⑤保証票の不正使用

保証票は、偽造、変造したり、また偽造、変造した保証票や、保証票と紛らわしいものを肥料に付してはいけません。

⑥譲渡の制限

生産業者は、普通肥料は登録を受けており、なおかつ保証票が付されているものでなければこれを譲り渡してはいけません。

⑦異物混入の禁止

生産業者は、肥料の生産にあたって、その品質を低下させるような異物を混入してはいけません。

⑧虚偽の宣伝の禁止

生産業者は、生産した肥料の主成分の含有量に対して虚偽の宣伝をしてはいけません。また、主成分またはその効果に関して誤解を生じる恐れのある名称を用いてはいけません。

⑨帳簿の備え付け

肥料を生産する場合には、生産する事業場ごとに帳簿を用意し、毎日、生産した肥料の名称とその数量を記載して下さい。また、肥料を購入したり、生産業者、販売業者、または輸入業者へ販売したときは、そのつど肥料の名称、数量、年月日、相手方の氏名または名称を記載して下さい。

帳簿の保存期間は2年間です。

⑩報告の徴収

知事は、肥料の品質を保全し、公正な取引を確保するために必要があると認めたときは、生産業者、輸入業者または販売業者に対し、その業務に関して報告を徴することができます。このとき、報告を怠ったり、虚偽の報告をしてはいけません。

⑪立ち入り検査

知事が、肥料の取締上必要があると認めたときは、県の職員は、肥料の生産・輸入・販売に係する場所に立ち入り、肥料、原料または帳簿書類を検査したり、関係者に質問することができます。また、職員は肥料またはその原料を検査のために、必要な最小量に限り収去することができます。このとき、検査、収去または質問に対する答弁を拒んだり、虚偽の答弁をしてはいけません。

4. 罰則

「3. 肥料生産にあたっての注意事項」の①～⑪について違反した場合は、それぞれ罰則規定が定められており、最高で3年以下の懲役または100万円以下の罰金が課せられることもあります。

5. 指定混合肥料の生産に関する届出

5-1. 指定混合肥料生産業者届出書

登録を受けた普通肥料及び特殊肥料を原料として配合する普通肥料（指定混合肥料という）の生産を行うには、生産を始める前に、知事又は農林水産大臣へ届出を行う必要があります。登録の申請先は、生産する肥料の製法、原材料等で異なり、次のように定められています。

<農林水産大臣へ届出する肥料>

配合する原料の中に農林水産大臣に登録申請した普通肥料が含まれるもの

<知事へ届出する肥料>

配合する原料の中に農林水産大臣に登録申請した普通肥料が含まれないもの

届出を行うには、業務を開始する2週間前までに、必要書類を県農業政策課まで提出して下さい。

肥料生産にあたっては「3. 肥料生産にあたっての注意事項」を参照し、生産した肥料を販売または譲渡する場合には、容器または包装の外部に指定混合肥料生産業者保証票（様式13または様式14）を付してください。

<知事への届出書類>

- ・指定混合肥料生産業者届出書（様式10）
- ・法人の場合は登記簿謄本および定款
※登記簿謄本及び定款はコピー可
- ・生産する事業場の位置図
- ・当該肥料の分析成績書
- ・肥料の生産工程フローチャート（配合する原料の詳細と配合割合を必ず記載）

5-2. 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料

指定混合肥料は以下の配合が認められています

- ・普通肥料+普通肥料（単純配合）・・・指定混合肥料
- ・普通肥料+普通肥料（造粒）・・・指定化成肥料
- ・普通肥料+特殊肥料・・・特殊肥料入り指定混合肥料
- ・普通肥料+土壤改良資材・・・土壤改良資材入り指定混合肥料
- ・特殊肥料+土壤改良資材・・・土壤改良資材入り指定混合肥料

5-3. 届出事項に変更を生じた場合

届出事項に変更が生じた場合や生産を止めたときは、以下の書類を提出してください。なお、提出期限は届出内容に変更が生じてから2週間以内です。

<届出書類およびその他必要な書類>

○届出事項に変更が生じた場合（様式11）

- ・指定混合肥料生産業者届出事項変更届出書
- ・変更したことが分かるもの
(例：代表者や事業場の変更→登記簿謄本、事業場の位置図など)

○事業を廃止したとき

- ・指定混合肥料生産事業廃止届出書（様式12）

様式 1

肥料登録申請書

年　月　日

石川県知事

殿

住　所

氏　名

(名称および代表者の氏名)

下記により生産業者として肥料の登録を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第6条第1項の規定により肥料の見本を添えて登録を申請します。

記

1 氏名および住所

(法人にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)

2 肥料の種類

3 肥料の名称

4 保証成分量その他の規格

5 生産する事業場の名称および所在地

6 保管する施設の所在地

7 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第1号から第3号までに掲げる事項

様式 2

肥料登録有効期間更新申請書

年　　月　　日

石川県知事

殿

住　　所

氏　　名

(名称および代表者の氏名)

下記により肥料の登録の更新を受けたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 12 条第 4 項の規定により登録証を添えて有効期間の更新を申請します。

記

1 登録番号

2 登録年月日

3 氏名および住所

(法人にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)

4 肥料の種類

5 肥料の名称

6 保証成分量その他の規格

7 生産する事業場の名称及び所在地

8 保管する施設の所在地

9 肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第 4 条各号に掲げる事項

様式 3

肥料登録事項変更届

年　月　日

石川県知事

殿

住　所

氏　名

(名称および代表者の氏名)

下記により登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項の規定により届け出ます。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した年月日	変更した事項	変更した理由

--	--	--	--	--

様式4

肥料登録事項変更届及び記載事項変更に基づく肥料登録証の書替交付申請書

年 月 日

石川県知事 殿

住 所

氏 名
(名称および代表者の氏名)

下記のとおり登録事項に変更を生じたので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第1項の規定により届出及び登録証の書替交付の申請をします。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	変更した年月日	変更した事項		変更した理由
				登録証の記載事項に該当するもの	その他	

--	--	--	--	--	--

様式 5

相続（合併、分割）に基づく肥料登録証の書替交付申請書

年　月　日

石川県知事

殿

住　所

氏　名

(名称および代表者の氏名)

下記のとおり相続（合併）により登録を受けた者の地位を継承したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第2項の規定により登録証の書替交付の申請をします。

記

- 1 承継した年月日
- 2 登録を受けた者の氏名及び住所
(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 3 承継した肥料の登録番号、種類および名称

登録番号	肥料の種類	肥料の名称

--	--	--

様式 6

肥料登録証再交付申請書

年　月　日

石川県知事

殿

住　所

氏　名

(名称および代表者の氏名)

下記の登録証を滅失（汚損）したので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第3項の規定により登録証の再交付を申請します。

記

1　登録番号

2　登録年月日

3　登録の有効期限

4　肥料の種類

5　肥料の名称

6　保証成分量その他の規格

様式 7

肥料名称変更に基づく登録証書替交付申請書

年　月　日

石川県知事

殿

住　所

氏　名

(名称および代表者の氏名)

1　登録番号

2　肥料の種類

3　肥料の名称

上記の肥料についてその名称を下記のように変更したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第13条第4項の規定により登録証の書替交付を申請します。

記

1　新しい名称

2　変更する理由

肥 料 登 録 失 効 届

年 月 日

石川県知事

殿

住 所

氏 名

(名称および代表者の氏名)

年 月 日から下記の肥料の登録は有効期間の満了（生産の廃止）により失効したので、肥料の品質の確保等に関する法律第15条第1項の規定により登録証を添えて届け出ます。

記

登録番号	肥料の種類	肥料の名称

様式 9

登録肥料の場合	
○	
生産業者保証票	
登録番号	
肥料の種類	
肥料の名称	
保証成分量 (%)	
混入した物の名称及び混入の割合 (%)	
正味重量	キログラム
生産した年月	
生産業者の氏名又は名称及び住所	
生産した事業場の名称及び所在地	

↑ 2cm 以上 ↓

備 考

- 1 フォントサイズは 8.0 以上とする。
- 2 保証票を第 11 条第 5 項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部 2 センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 3 肥料の正味重量が 6 キログラム以下の場合に付する保証票のフォントサイズは、適宜のものとする。
- 4 混入した物の名称及び混入の割合の記載は、法第 25 条ただし書の規定により異物を混入した場合に限る。
- 5 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」を「登録番号」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷番号」の文字を付して記載するものとする。
- 7 生産した事業場の名称及び所在地はウェブ表示にすることができる。ウェブ表示する場合は URL を記載する。

様式 10

指定混合肥料生産業（輸入業者）届出書

年　　月　　日

石川県知事

殿

住　　所

氏　　名

(名称および代表者の氏名)

下記により指定混合肥料を生産（輸入）したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項（肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項）の規定により届け出ます。

記

1 氏名および住所

(法人にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)

2 肥料の名称

3 肥料の品質の確保等に関する法律第4条第2項第2号から第4号までに掲げる普通肥料のいずれかに該当するかの別（p 5 参照）

4 生産する事業場の名称および所在地

5 保管する施設の所在地

様式 1-1

指定混合肥料生産業者（輸入業者）届出事項変更届出書

年　　月　　日

石川県知事

殿

住　　所

氏　　名

(名称および代表者の氏名)

さきに　　年　　月　　日付けて肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項
(肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項) の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

2 変更した事項

3 変更した理由

様式 1 2

指定混合肥料生産（輸入）事業廃止届出書

年　　月　　日

石川県知事

殿

住　　所

氏　　名

(名称および代表者の氏名)

さきに　　年　　月　　日付けて肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項
(肥料の品質の確保等に関する法律第16条の2第2項) の規定により届け出た指定配合
肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第3項の規定により届け出ます。

記

1 廃止した年月日

2 生産していた指定配合肥料の名称

様式 1 3

指定混合肥料のうち、指定配合肥料、指定化成肥料の場合	
○	2cm 以上
指 定 配 合 肥 料 生 産 業 者 保 証 票	
肥料の名称	
保証成分量 (%)	
原料の種類	
材料の種類、名称及び使用量	
正味重量	キログラム
生産した年月	
生産業者の氏名又は名称及び住所	
生産した事業場の名称及び所在地	

備 考

- 1 フォントサイズは 8.0 以上とする。
- 2 保証票を第 1 条第 5 項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部 2 センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 3 肥料の正味重量が 6 キログラム以下の場合に付する保証票のフォントサイズは、適宜のものとする。
- 4 原料の種類について、魚粉類、動物かす粉末類、骨粉質類、蚕蛹かす粉末類、植物油かす類、植物かす粉末類に該当するものはこの名称を、これ以外の普通肥料においては当該肥料の種類を記載すること。
- 5 原料の種類をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷番号」の文字をして記載するものとする。
- 8 生産した事業場の名称及び所在地はウェブ表示にすることができる。ウェブ表示する場合は URL を記載する。

様式 1 4

指定混合肥料のうち、特殊肥料入り指定混合肥料、土壌改良資材入り指定混合肥料の場合	
○	2cm 以上
土壌改良資材入り指定混合肥料 生産業者保証票	
肥料の名称	
原料の種類及び配合割合	
混入した指定土壌改良資材の種類及び混入割合	
材料の種類、名称及び使用量	
正味重量	キログラム
生産した年月	
生産業者の氏名又は名称及び住所	
生産した事業場の名称及び所在地	
----- 主要な成分の含有量	

備 考

- 1 フォントサイズは 8.0 以上とする。
- 2 保証票を第 1 1 条第 5 項の規定により容器又は包装の外部に縛り付け、又は縫い付ける場合を除き、最上部 2 センチメートルの部分は、付けなくてもよい。
- 3 肥料の正味重量が 6 キログラム以下の場合に対するフォントサイズは適宜のものとする。
- 4 原料の種類及び配合割合について、配合に使用した普通肥料及び特殊肥料の種類とその配合割合を記載すること。
- 5 原料の種類をこの様式に従い記載することが困難な場合には、この様式の「原料の種類」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 6 生産した年月をこの様式に従い記載することが困難な場合には、「生産した年月」を「肥料の名称」の上部に記載するか、又はこの様式の「生産した年月」の欄に記載箇所を表示の上、他の箇所に記載することができる。
- 7 荷口番号又は出荷年月を記載する場合には、荷口番号又は出荷年月の前に「荷口番号」又は「出荷番号」の文字を付して記載するものとする。
- 8 生産した事業場の名称及び所在地はウェブ表示にすることができる。ウェブ表示する場合は URL を記載する。

様式 1 5

肥料販売業務開始届出書

年　月　日

石川県知事

殿

住　所

氏　名

(名称および代表者の氏名)

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出ます。

1 氏名および住所

(法人にあってはその名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)

2 販売業務を行う事業場の所在地

3 本県内にある保管する施設の所在地

普通肥料の登録に関する問い合わせ、書類の提出先

石川県農林水産部 農業政策課消費安全グループ

住所：〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

TEL (076) 225-1663

FAX (076) 225-1618

農林水産大臣への登録に関する問い合わせ、書類の提出先

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター名古屋センター

住所：〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2

名古屋農林総合庁舎第2号館（4階）

TEL (050) 3797-1901

FAX (052) 231-8569